

所管部課	市民環境部環境対策課		部長	田村 美砂																	
件名	東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)について																				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項																
関係事項	条例規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例																			
	部課機関																				
<p>1. 要 旨</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第30条に基づき、令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とした東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)を策定したので報告する。</p> <p>【基本方針】 将来にわたる安定した廃棄物処理を念頭に、循環型社会を目指し、市民・事業者・行政の三者が一体となり、更なる廃棄物の発生・排出抑制と適正処理に努める。</p> <p>【主な概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理の方向性 循環型社会の形成を推進する観点から、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みを基本とした、廃棄物の減量を推進する。 ○廃棄物減量推進指標の設定 市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任分担のもと、廃棄物の発生・排出抑制と再使用に努めるため、廃棄物減量推進指標を設定する。 ○計画期間 令和5年度から9年度までの5年間 <p>【影響及び効果】 計画の策定により、廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上が図れる。</p>																					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>会 議 等</th> <th>開 催 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回東大和市廃棄物等減量推進審議会</td> <td>令和4年 6月29日(水)</td> </tr> <tr> <td>第2回東大和市廃棄物等減量推進審議会</td> <td>令和4年 8月17日(水)</td> </tr> <tr> <td>第3回東大和市廃棄物等減量推進審議会</td> <td>令和4年10月 5日(水)</td> </tr> <tr> <td>パブリックコメントの実施</td> <td>令和4年11月1日(火)～11月30日(水)</td> </tr> <tr> <td>第4回東大和市廃棄物等減量推進審議会</td> <td>令和5年 1月18日(水)</td> </tr> <tr> <td>第5回東大和市廃棄物等減量推進審議会</td> <td>令和5年 2月 8日(水)</td> </tr> <tr> <td>東大和市廃棄物減量等推進審議会 答申</td> <td>令和5年 2月 8日(水)</td> </tr> </tbody> </table>						会 議 等	開 催 日	第1回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和4年 6月29日(水)	第2回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和4年 8月17日(水)	第3回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和4年10月 5日(水)	パブリックコメントの実施	令和4年11月1日(火)～11月30日(水)	第4回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和5年 1月18日(水)	第5回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和5年 2月 8日(水)	東大和市廃棄物減量等推進審議会 答申	令和5年 2月 8日(水)
会 議 等	開 催 日																				
第1回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和4年 6月29日(水)																				
第2回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和4年 8月17日(水)																				
第3回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和4年10月 5日(水)																				
パブリックコメントの実施	令和4年11月1日(火)～11月30日(水)																				
第4回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和5年 1月18日(水)																				
第5回東大和市廃棄物等減量推進審議会	令和5年 2月 8日(水)																				
東大和市廃棄物減量等推進審議会 答申	令和5年 2月 8日(水)																				
3. 留意事項 (問題点等)																					
4. 主管部処理案 (検討結果等)																					
<p>庁議終了後、速やかに市議会議員への配布を行い、市公式ホームページ、環境対策課、図書館等での閲覧事務を進めたい</p>																					
5. 審議結果																					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。